

(ただいま考え中！)

第3号 2008年8月

小田急金森泉自治会街づくりを考える会

(建築協約について)

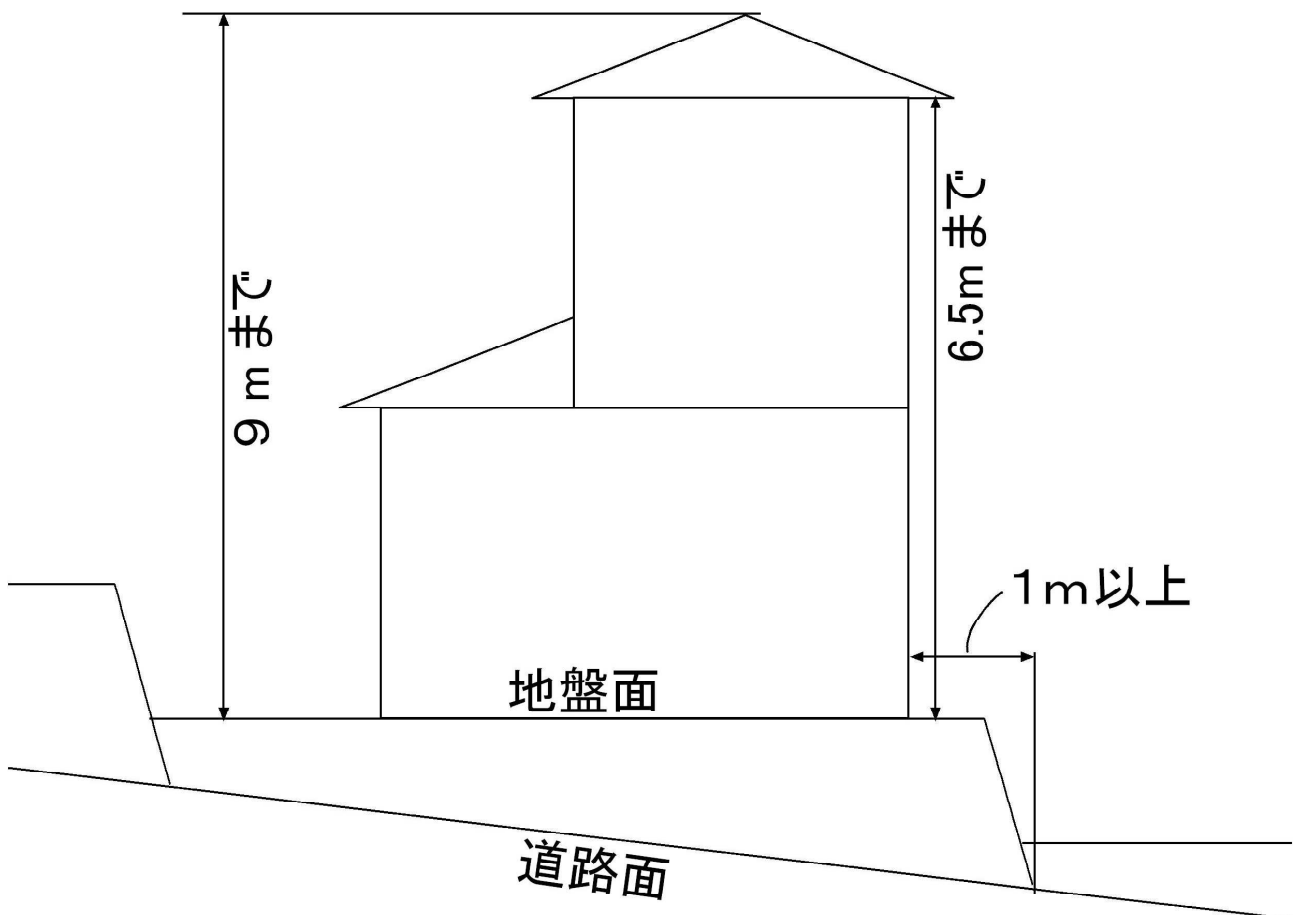
★街づくりを考える会では現行の建築協約が抱えている問題点を解決するために活動しています。今回は、建築協約の内容と問題点について整理しました。

★建築協約では区域内の建築物について次のようなお願いをしています。

①一戸建て、個人専用住宅

→アパートなどの集合住宅は建てないで！

②階数は2まで（地下室は除きます）



③建物の高さは9mまで、軒の高さは6.5mまで

→いずれも地盤面から 道路からはもっと高くなります。

④外壁は隣地境界から1m以上離す

- ⑤ 区画の変更や擁壁・地盤高の増積をしない
→面積にかかわらず分割しないで！
土等を盛ってかさ上げしないで！
- ⑥ 塀などは安全性や防犯に気をつけ緑豊かな街に
- ⑦ 危険物の貯蔵は道路側に（例：屋外に設置する灯油タンクなど）
- ⑧ 騒音発生源（ボイラーなど）は隣家へ迷惑のかからない位置に
- ⑨ 上下水道、都市ガス等を使うこと

★建築協約の内容は自治会会員名簿に掲載されています。

建築協約の問題点は？

一番の問題は協約を守っていただくための仕組みが弱いことです。法的な拘束力のある「協定」と違い、「協約」はあくまでも紳士的な約束事としてお願いしているにすぎません。建築協約が結ばれた当時は、市の担当窓口で「協約のある地域なので自治会と相談してから建築確認の書類を提出してください」と言われていました。この一言が一定の効果をあげていました。しかし、規制緩和が進み、建築確認の作業が民間でもできるようになったため、自治会へ知らされないうちに建築確認が済んでしまう事例が多くなりました。建築協約の内容や、住みよい街を残したいとの願いを伝える機会が減ってしまったのです。

これからの課題

建築協約ができてから 20 年以上が経過しました。この間に街の様子、家族の構成、社会の状況など様々な変化が見られます。将来の街の様子を描きながら協約の内容をもう一度検討する時期に来ています。新しく整備された条例や法律を利用しながら、協約に替わる仕組み作りが求められています。

（次回の定例会の予定） 9月7日（日）10時から ふれあいもみじ館 2F どなたでも気軽に参加ください。

このお知らせや街づくりを考える会へのご意見やお問い合わせは
2班 船橋 tel：042(795)9423 / E-mail：adn75950@rio.odn.ne.jp へ
お願いします。